

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第56号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第56号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,869万2,000円とする補正でございます。

まず歳入でございますが、予算書の5ページをご覧いただきたいと思います。歳入。繰越金ということで、69万2,000円。27年度出納閉鎖になりましたので、今般、その繰越金を補正をさせていただきたいということでもあります。

続いて、歳出であります。6ページ、一般管理費。需用費の修繕料でございます。これにつきましては消防設備の修繕ということで、点検により不備が見つかったところ、法改正に伴うもの、そういった修繕を実施をしたいというところでもあります。それから診療所費の医科管理費。職員人件費。こちらは職員の人事異動に伴う補正でございます。次の7ページにまいりまして、予備費で財源の調整をさせていただきまして予算を調整させていただきました。

次の8ページでございます。給与費明細書ということで、先ほど人件費の補正がありましたので、その分の内訳となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 上着の脱衣を許可いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 施設会計の診療収入の件について。外来の収入について、胃カメラを導入されて一年ほどであります。そのことによって外来収入、どれくらい増えたかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 27年度と26年度の比較ということになるかと思いますが、今回の補正の部分と、ちょっと関連がないわけでありまして、件数的には、年間で100人弱の検査を実施をされたというふうに記憶をしておりますが、金額については、ちょっと手元に資料がございませんので、またの機会に説明させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今の質問には2点あったわけですが、今、審議されておるのは、この議題であります。この議題について審議しておりますから、当然その、何故、収入が減ったのか。あるいは増えたのか。そして、胃カメラというその、だいぶ大きなお金をかけて一年経ったわけですから、そこを注目をして聞いておりますので、もう少し丁寧に説明していただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 予算に直接関係ありませんが。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 先ほども申し上げたとおりではあるんですけども、27年度から胃カメラを再開をいたしました。補正の度にそういったようなことで説明をさせていただいておりましたけども、人数的なものとしては年間で100名弱だったと思っておりますけども、胃カメラの検査の実施をしております。金額につきましては、26年度、27年度の比較となりますので、手元にそのデータがございませんので、今ここでその数字、金額を比較するものがございません。

○議長（齋藤邦夫君） 課長、今のは、後でお答えください。

○保健福祉課長（馬場一義君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第56号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第57号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第57号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,572万6,000円とする補正でございます。

まず歳入でございますが、予算書の3ページ、事項別の明細。こちらのほうで繰越金。補正額1,372万6,000円というところでございます。

同じく5ページのほうにも繰越金ということで、前年度からの繰越金、増額となっております。

ます。

歳出でございますが、6ページになります。任意事業費の消耗品で若干の不足が見込まれますので5万円の増額をお願いをしております。それから大きなものとしましては次の諸支出金の償還金。前年度の精算に伴う償還金ということで、上から介護給付費の国庫負担分546万円。介護給付費の県負担分423万8,000円。介護給付費の支払基金交付分49万1,000円。それから地域支援事業費の県費分10万1,000円。合わせまして1,029万円の返還金の予算を組んでおります。それから予備費338万6,000円を増額をして財源の調整を行っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 歳入のほうの、前年度からの繰越金1,372万6,000円とありますけれども、この金額に、繰越金がこれだけの金額と出ているのの主な要因をお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） これについては、先ほど歳出のページにございますけれども、6ページ、歳出であります。償還金の各種返還金。4項目ほど先ほど申し上げましたけれども、トータルで1,029万円。前年度で国庫負担金、それから県費負担金等の精算分が確定をしなかったことから、それに見合う財源をもったうえで年度を繰越をしまして、確定後の今回、6月補正という形で返還を行うために繰越金が発生をいたしました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第57号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第58号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第58号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億324万3,000円とする内容でございます。

5ページの歳入からご覧ください。繰入金としまして一般会計から事業費分の繰入金でございます。繰越金24万3,000円で歳入を計上をしております。

次、6ページの歳出でございます。施設整備費としまして工事請負費で300万。予備費24万3,000円で調整をしております。

この内容につきましては、現在、黒谷地区で進めて、道路管理者の県が進めております歩道整備。これに係る水道メーター、そして弁類の移設の請負額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第58号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第59号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第59号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず歳入歳出予算の補正でございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億237万2,000円とする内容でございます。

5ページの歳入をご覧ください。一般会計よりの繰入金としまして計上しております。繰越金57万2,000円で歳入予算を編成しております。

次、6ページ、施設整備費としまして工事請負費。そして予備費57万2,000円で予算を組んでおります。内容につきましては水道と同じに黒谷地区の歩道整備。これに係るマ

ンホールや公共柵の移設。そして、高さの調整がございますので、これに係わるものを計上させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第59号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第1号 只見町税条例等の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほど、お手元のほうに配付させていただきました資料ナンバー1につきましては、今回の専決させていただいた税条例の新旧対照表でございます。ナンバー2のほうにつきましてはその改正の概要について記載させていただいております。

それではナンバー2のほうの只見町税条例の改正概要のほうを使いまして説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、18条の3につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備となっております。続いて19条につきましては、修正申告や税額の更正があった場合に法人の市町村民税についての延滞金の計算に關します所要の規定の整備でございます。34条の7については字句の追加。43条につきましては修正申告や税額の更正があった場合の個人の市町村民税についての延滞金の計算に關して改正させていただいております。48条につきましては法人町民税の申告納付に關する延滞金の計算の改定でございます。次の2ページ目にいきまして第50条ですが、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きに關する延滞金の計算の改正になってございます。56条・59条につきましては条項や字句の追加でございます。第80条につきましては、軽自動車税の關係ですが、環境性能割の納税義務者等についての規定すること。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。第81条につきましては軽自動車税のみなし課税についての規定を改正させていただいております。第81条の2につきましては日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範圍についての規定でございます。第81条の3から3ページの81条の8までにつきましては、環境性能割に關するそれぞれの規定について改正させていただいております。続いて、82条から第91条までにつきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をさせていただいております。附則の第6条については法改正にあわせて改正ということで医療費控除關係の特例について改正させていただいております。附則の第10条の2につきましては、わがまち特例の割合を定める規定ということで、こちらにつきましては資料ナンバー1の新旧対照表の22ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、そちらのほうで、まず新たに加わったものとしまして、第7項の法附則第15条第29項に規定するとなっておりますが、こちらにつきましては津波対策用に供する償却資産が該当します。同じく10項につきましては法附則第15条第33項第1号イに規定する設備となっておりますが、こちらについては太陽光発電設備が該当します。同じく次の11項につきましては風力発電設備。12につきましては水力発電設備。13につき

ましては地熱発電設備。14につきましてはバイオマス発電設備がそれぞれ該当しております。もう1点としまして、23ページの18項のほうなんです、こちらにつきましては、都市再生特別措置法に規定する誘導施設を有する建築物ということでそちらのほう該当するようになってございます。

また概要のほうに戻っていただきたいと思いますが、附則の、3ページの一番下の附則の第10条の3については新築住宅等に関する改正をさせていただいております。4ページ目になりますが、附則の第15条の2から15条の6までについては、軽自動車税の環境性能割に係る改正をさせていただいております。附則の第16条については軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長に合わせて、及び軽自動車税を種別割に名称変更する内容となっております。平成26年改正附則第6条関係については軽自動車税の種別割の税率及び特例に関して改正させていただいております。平成27年改正附則第4条につきましては町たばこ税に関する経過措置ということで、税条例の第19条の改正に伴う所要の規定の整備をさせていただいております。

専決第1号については以上でございます。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○町民生活課長（馬場博美君） 続いて、専決第2号になります。

こちらにつきましては只見町税特別措置条例の一部を改正する条例ということで、減収補てん制度を規定している政省令のうち、平成27年度末にその期限が到来するもの等について所要の改正が平成28年3月31日に交付されたことに伴いまして、集積区域における課税免除の同意期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に改める内容となっております。

続きまして、専決第3号でございますが、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましても地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、固定資産審査評価委員会条例を節立てから章立てに改正するもので、行政不服審査法の施行に伴う所要の規定の整備を行わせていただいております。

続いて、専決第4号についてですが、只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、こちらにつきましても減収補てん制度を規定し

ている政省令のうち、平成27年度末にその期限が到来するもの等について、所要の改正が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、課税免除の適用期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に改める内容となっております。

続きまして、専決第5号につきましては、資料の配付、許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、専決第5号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これにつきましては、昨日の国保特会のほうにも関係しているものでございますが、改正が2点ほどございます。

まず配付した資料のほうご覧いただきたいと思うんですけども、改正の概要ということで大きく2点ございます。

まず1点目については、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げでございます。一般の基礎課税額につきましては52万円から54万円に2万円引き上げられました。後期高齢者支援金分につきましても17万円から19万円に引き上げております。また、もう1点につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準につきましても軽減関係で引き上げられております。一つ目としては5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の、減免所得の算定についての被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減のほうにつきましても47万円から48万円に引き上げられております。下の表につきましては制度の内容ということでございますが、現行、改正後ということで、中間所得層の被保険者の負担に配慮した改正の概要となっております。下の点線での囲みにつきましては、それぞれ軽減判定所得に係る計算式となりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 続けてお願いします。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 専決第6号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第5号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,16

6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ58億9,841万4,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正でございます。第2表によって説明いたします。

第3条が地方債の補正でございます。第3表によりまして説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について上記のとおり専決処分。平成28年3月31日付でございます。

ページめくっていただきまして7ページご覧いただきたいと思っております。第2表 繰越明許費補正でございます。変更で3件ございます。まず総務費の役場新庁舎新築事業1,296万円につきましては、去る3月会議におきまして修正動議が提出され、その提出内容に基づきまして予算が認めていただけませんでしたので、それを繰り越す項目だけ残ってございましたが、今回、予算がありませんので、これを变更后、ゼロというふうにするものでございます。それから只見振興センター新築事業については1,529万3,000円から3,287万3,000円としたもの。農業基盤促進事業についても200万円ほど減額して繰越明許費の変更でございます。追加でございまして、追加でJR只見線全線再開通事業、中心市街地活性化事業、只見BR、ユネスコエコパークのことでありますが、ユネスコエコパークの看板整備事業、個人番号、いわゆるマイナンバー制度の事業、道路新設改良事業、空き家再生等推進事業につきましてそれぞれ追加で繰越明許費の補正をしたものでございます。

8ページ、第3表 地方債補正でございます。これも辺地対策事業につきまして若干減額、変更したもの。過疎対策事業につきましても若干、事業の整理でございますが、30万ほど減額して地方債補正を行いました。

ページをめくっていただきまして11ページ、歳入になります。まず町税でございますが、それぞれ個人町民税、法人町民税、合わせまして706万9,000円の増額補正でございます。固定資産税につきましては154万7,000円の増額。軽自動車税は微増でございます。たばこ税が11ページまで。12ページ、入湯税11万8,000円の増額。あと地方譲与税関係でございますが、まず自動車重量税につきましては、これは国のほうから一定の割合でくるものですが、譲与されるものですが、847万5,000円の増額。続いて、揮発油税につきましても96万7,000円の増額。利子割交付金は16万2,000円の減と。これも一定の割合でくるものですが、配当割交付金は104万7,000円の増。株式につきましても117万4,000円。地方消費税交付基金につきましても1,045万

3, 000円。それから自動車取得税が77万1, 000円と。ここまでが譲与もしくは交付金としてくるものでございます。これの整理でございます。14ページ、地方交付税でございますが、地方交付税は例年7月末に確定しております。そして9月会議におきまして予算を提案して議決をいただいているということではありますが、今般、普通交付税の通常分とは別に特別交付税が1億788万4, 000円。それから震災復興特別交付税2, 376万円の交付がなされましたので、合わせまして1億3, 164万4, 000円の増額補正をしたところでございます。交通安全対策交付金。これも交通事故の件数等の指数によりまして交付されるものでございます。それから分担金及び負担金。これは当然、皆様から頂戴しておるものでございますが、右側の説明欄にございますように、老人福祉入所者扶養義務。これはあの、介護保険の対象にならない老人ホームでございます。それから保育所の内容。15ページ、それぞれの事業によります農林水産業費と土木費の分担金の減額補正でございます。使用料につきましてはそれぞれ右側の説明欄にございます実績に基づきましてそれぞれ減額、あと若干の、道路使用料、河川使用料等につきましては若干の増額となりました。16ページ、手数料。16ページの手数料につきましては右側の戸籍関係のものでございます。それから衛生手数料、農林水産手数料、土木手数料についても説明欄をご覧いただきたいと思えます。17ページの民生費、国庫負担金につきましても、それぞれの事業によります精算でございます。中ほどが国庫補助金でございますが、これがあの、マイナンバー制度に係るもので社会保障・税番号制度システム整備費補助金が650万増額となっております。以下につきましては説明欄によって省略いたします。18ページ、特別支援学級の関係。それから国庫の委託金でございますが、それぞれ説明欄によって省略させていただきます。県負担金につきましても人事交流関係の精算。民生費関係のそれぞれの社会福祉、障がい者等の、介護給付費関係のものによって増減の整理でございます。県補助金につきましては市町村生活交通関係の減額。老人、障がい、児童、それぞれの事業の進捗によるものでございます。20ページ、県補助金でございますが、これもそれぞれの説明欄にございます事業を進めた結果、このような整理がなされたものでございます。21ページ、県委託金でございます。これも歩道除雪の委託金が減額となっております。あとはこのとおりでございます。あと財産収入につきましては、まず土地貸付につきましてもこのような微増でございます。建物貸付。それから物品、利子というふうになってございます。22ページ、財産売払収入ですが、書籍等の売払、山林等の若干の売払。寄附金につきましては応援基金が昨日も一般質問等で

ございましたが、81万7,000円が増額というふうになりまして、なっております。それから基金繰入金につきましてはトータルで1億7,775万9,000円を減額してそれぞれの基金に繰戻すという措置をいたしました。地域振興基金につきましては6,030万円を減額いたしました。これによりまして現在高は8億3,500万になります。観光施設等整備基金は1,000万円を戻すということですので、現在高が1億1,400万になります。教育施設は1,640万戻しましたので現在高が5億8,400万。それから電源立地地域対策交付金事業ですが、これ670万円戻しましたので、これが5,200万です。あとは自然首都・只見応援基金。これは逆に130万6,000円を繰入いたしました。戻しません。これは使わせていただいたということでございますが、これによりまして3,660万ということになります。あとが震災復興基金でございますが、これも14万6,000円を繰入いたしまして、これはゼロと。そして、黒谷発電関係は260万戻しました。260万ですね。これも戻しまして1,480万になってます。それから災害対策基金。これが1,500万戻しました。これで現在1億3,000万でございます。自然首都只見地域づくり基金。これは90万、地域づくりに、一応、今年度までということになっております。これが5,080万になります。そして、うつくしい只見町の風景を守り育てる基金100万。これを戻しましたので2,100万になっております。最後、子育て支援・少子化対策推進基金。これ48万3,000円を戻しましたので、現在、利子収入含めまして8,123万というふうになってございます。長くなりました。それから特別会計の繰入金は説明欄のとおりでございます。以下、ご覧ください。24ページが雑入でございまして、それぞれ説明欄にある内容に基づいて整理したものでございます。コピー・印刷機使用料が32万ほど増えているというのがちょっと目立っております。あと一番下の後期高齢関係もございます。雑入、下のページで90万、46万というところも目立っております。町債につきましてはこのようなことになりました。

26ページは、これは職員手当、物件費の旅費、委託料関係の整理でございます。議会費でございます。

○総務課長（新國元久君） 26ページ、中段、総務費であります。

一般管理費であります。これも今ほど総合政策課長申し上げましたとおり、年度末での不用額の減額をお願いをしております。報酬、給料、職員手当、共済費であります。そういった内容であります。給料、職員手当、ちょっと多額になっておりますが、これは副町

長分の減額を今般させていただいたというものであります。賃金につきましては、これも157万5,000円となっておりますが、役場の宿直分の賃金、想定しておりましたものに不用額が発生をいたしまして減額をさせていただきました。旅費、交際費、需用費。そして28ページまでずっと続きます。役務費、委託料、使用料、備品購入費。負担金、補助及び交付金におきましても年度末での不用額の減額をさせていただいたものであります。続きまして、目の2、文書広報費であります。これについても同様であります。旅費、需用費、役務費、不用額の減額をさせていただいております。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 引き続き、29ページ、財産管理費でございます。町有財産を管理する目の予算でございますが、旅費、物件費以下、このように減額補正いたしました。30ページの冬囲い材料まででございます。次、総合政策費でございます。これはあの、今朝、遅くなりましたがお配りさせていただきました。振興計画関係の報酬の減額でございます。以下、職員手当、人件費と物件費の減額でございます。13委託料もFMコミュニティ関係の調査、設計関係、減額でございますし、地域活性化、公共施設の案内板の委託料の減額でございます。あと増額が、JR只見線も減額。増額が中心市街地活性化事業の補助金。これは商工会でございますが、250万の増となっております。ユネスコエコパーク推進事業につきましても講師等の謝礼の減額、物件費等の減額となりました。32ページも引き続き、物件費であります委託料、使用料等の事業の進捗に伴います減額でございます。負担金、補助金につきましてもそれぞれの実績によるものでございます。ブナセンター費につきましても人件費の減額、並びに以下、物件費の事業進捗に伴う減額でございますのでご覧いただきたいと思っております。

○総務課長（新國元久君） 33ページ、中段の目の9、情報システム管理費であります。需用費、役務費、委託料、備品購入費ともに不用残の減額をさせていただいております。その中で先ほど歳入の17ページであります、国庫支出金にありました社会保障・税番号システム整備補助金652万円1,000円がございましたので、それを受けましての財源の補正を併せてさせていただいております。国庫支出金652万1,000円を加えまして一般財源を、相当額を減額をさせていただいております。

○教育次長（増田 功君） 33ページ、下段の分庁舎管理費でございますが、この現在の議会事務局、そして教育委員会、只見振興センターの入っているこの建物の事業終了に伴う減額です。34ページの使用料、賃借料までそういうことでございます。

- 只見振興センター長（梁取洋一君） 11目、只見振興センター費ですが、事業実績による整理予算となります。使用料及び賃借料、一部、増額ありますが、機材等借上料でスーパーハウスの撤去費用になっております。その他は全て減額です。
- 朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 12目、朝日振興センター費です。34ページ下段から35ページ中段まで、それぞれ事業実績に伴います整理予算でございます。
- 明和振興センター長（横田雅則君） 13目、明和振興センター費でございますが、35ページでございますが、そちらのほうは事務実績による整理予算でございます。基本的に浅雪による除雪ですとか、そういう関係の減額が多く含まれております。36ページにつきましても同様でございます。事業終了による整理予算でございます。
- 町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、交通安全対策費でございますが、まず報償費の運転免許証自主返納者報償費につきましては3名分不足が生じたので増額させていただいております。これによりまして全体で32名の方が自主返納をされております。平成26年度が24名でしたので、8名ほど増加しております。旅費については不用残の減額。補助金につきましてはチャイルドシート購入申請ございませんでしたので10万円減額しております。
- 総合政策課長（渡部勇夫君） 引き続きまして、諸費でございます。積立金で2億2,086万6,000円となっております。内訳は公共施設等再生整備基金積立金2億2,000万円。これによりまして現在高が9億5,100万となっております。それから自然首都・只見応援基金積立金が81万7,000円。地域振興と豪雨災害の利子収入の積立でございます。
- 町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、37ページの中段の徴税総務費につきましては職員の賃金関係の不用分でございます。賦課徴収費につきましては臨時職員の賃金改定によりまして不足分が生じたので7,000円ほど増額させていただいております。旅費、需用費関係については不用残ということで、次ページにつきましても納税貯蓄組合奨励金、町税還付金等につきましても実績による減額となります。
- 続いて、戸籍基本台帳費でございますが、こちらについて、給料、職員手当、共済費関係については職員の給与関係の減額、実績による減額です。需用費につきましても修繕料、今回、不用ありませんでしたので、必要ありませんでしたので、5万円減額しております。
- 総務課長（新國元久君） 39ページ、下段になります。款の2、総務費、項の4、選挙費

であります。目1、選挙管理委員会費であります。選挙管理委員の費用弁償、そして一般旅費等に不用残が発生をいたしておりますので減額をさせていただいております。目の4、町議会議員選挙費、3月27日に執行をいたしました。それに、その執行に関しましての不用額発生をしておりますので年度末で精算をさせていただいております。職員手当から翌ページの負担金、補助及び交付金まで、不用額の減額をさせていただいております。

続きまして、40ページ下段の統計調査費であります。目の1、統計調査総務費につきましては、職員、人件費の不用額の減額。そして、翌ページ、41ページですが、委託統計調査費につきましても、職員手当、不用額の減額をさせていただいております。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、41ページ、款の3、民生費になります。

まず社会福祉総務費でございますけれども、事務実績に伴います減額がほとんどでございます。需用費、消耗品、2万4,000円の増額ということで、県事業費の事務費の調整による分の増額補正を行っております。続いて42ページにまいりまして、繰出金につきましては国民健康保険事業特別会計への事務費の繰出しが出納整理期間中に確定をしました分の増額であります。国民年金費、それから次の老人福祉費につきましても年間の実績が確定をして減額でございます。43ページにまいりまして障がい者福祉費。こちらにつきましては事務費関係は減額と。負担金につきましては、これも出納整理期間中に確定をした負担金の増額でございます。節の20、扶助費。各障がい者関係の給付関係でございますけれども、こちらは各項目ごとに、次の44ページに亘っておりますが、出納整理期間中に過不足額の確定。これによりまして補正を入れてございます。次の45ページにまいります。老人保健費。こちらの実績によりまして負担金、繰出金の減額補正となっております。在宅介護支援センター費であります。こちら職員手当と委託料の確定に伴います減額となっております。介護保険費にまいります。補助金、繰出金。こちらそれぞれ事業実績確定による減額となっております。次の46ページにまいりまして、こちら、一番上は先ほど説明しました介護保険事業繰出金の内訳になっております。それから社会福祉活動センター費。こちら施設管理に係る分の実績によりまして減額となっております。

それから児童福祉総務費であります。こちら実績に伴う減額、各節ごとに全て減額となっております。次の47ページにまいりまして、母子福祉費の扶助費。こちら実績に伴う減額となっております。それから只見保育所費であります。年休代替賃金不足分1万5,000円の増額。それ以外につきましては実績に伴う減額の内容となっております。48

ページにまいりまして朝日保育所費であります。こちら人件費、事務費、それから施設の管理関係の費用。全て実績に伴う減額となっております。49ページ、明和保育所費であります。人件費と事務費。施設管理に係る分の実績に伴う減額となっております。

49ページの下段になりますが、保健衛生総務費。まず49ページ部分は人件費の確定に伴う減額であります。次の50ページにまいりまして、それから委託料、扶助費につきましては実績により減額をしております。償還金、養育医療給付費返還金。こちら出納整理期間中に確定をしまして、その不足額の増額といった内容でございます。28の繰出金であります。各特別会計への繰出金。確定によりまして減額というような形で最終専決を行ってございます。予防費であります。予防費につきましても、まず賃金、報償費。こちら実績に伴う減額であります。51ページにまいりまして、旅費、需用費、役務費。事務費関係の減額であります。それから委託料であります。高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料。出納整理期間中の確定がございまして、こちら増額となっております。それ以外は実績による減額となっております。次の52ページにまいりまして使用料、負担金、扶助費。いずれも実績に伴う減額となっております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、52ページの中段、環境衛生費でございます。報酬、事業確定によるものでございます。職員の人件費につきましては確定によります不用残でございます。53ページの需用費、役務費、以下、委託料、公課費につきましても事業確定によるものでございます。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（馬場一義君） 53ページの中段以降、保健事業費。こちら事業実績確定による賃金、それから事務費用の減額となっております。次の54ページにまいりまして、同じく役務費、使用料、賃借料。こちら減額でございます。保健センター費、賃金、需用費につきましては実績に伴う減額となっております。それから使用料につきましては集落排水使用料の3,000円の不足が見込まれるということで3,000円の増額をさせていただきました。

○農林振興課長（星 一君） 54ページ、下段であります。農林水産業費、農業委員会費、説明欄記載のとおりの実績減であります。農業総務費につきましても同様に実績減であります。55ページまいりまして農業振興費。こちらにつきましても全て実績減であります。19の補助金、只見の恵みプロジェクト事業補助金減額が大きいですが、こちら有機米取り組みに関する補助金であります。27年度に有機認証まで到達をいたしましたので

27年度で事業終了ということになります。

○観光商工課長（渡部公三君） 56ページの山村振興費であります。予算の残額整理により減額でございます。尚、繰出金の中で交流施設特別会計の事業費291万5,000円の増額繰出しがございますが、これにつきましては本年3月に発生しました源泉ポンプの修繕、オーバーホールに充てるというようなことで需用費の支出をしたものでございます。

○農林振興課長（星 一君） 5目、畜産業費でございますが、こちらも事業確定による減額であります。農地費につきましても減額でありまして、繰出金につきましては集落排水事業特別会計繰出金の事業費分が増額ということになってございます。農業機械費でございますが、こちらも減額であります。14の使用料及び賃借料が金額大きいですが、こちら豪雪時の農地等除雪に係る分として取っておいたものでございますが、実績がありませんので減額ということになります。

57ページ、林業総務費であります。こちらについても事業実績減であります。58ページにまいりまして、こちらについても同様でございます。林業振興費。こちら財源内訳の補正であります。林道費。こちらについても実績減であります。治山費につきましては財源内訳の補正であります。

58ページ、最下段でございますが、水産業費。こちらについても事業確定による減額ということになります。59ページも同様でございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、59ページの商工費であります。商工総務費、職員の人件費に係るもの。2目の商工振興費でございますが、それぞれ予算の整理でございます。負担金につきましては県信用保証協会の保証料の低減負担金が4万1,000円ほど増額になってございますが、それ以外につきましては全て減額の整理でございます。60ページでございます。3目の観光費でございます。観光費につきましてもそれぞれ残整理をさせていただいております。5目の観光施設費でございます。これにつきましても全て残整理での減額という内容でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、中下段から土木費でございます。土木総務費につきましても人件費に係るものの不用残でございます。臨時雇賃金、災害等ありませんでしたので、臨時雇がありませんでしたので精算でございます。62ページ、道路橋梁費につきましても精算分でございます。道路維持費につきましては賃金関係、浅雪でしたので不用が多くなっておりますので減額といたしました。需用費につきましても各除雪等の関係でござ

います。委託費につきましても除雪委託料、大きく減額をしておりますが、3月で除雪費を減額しまして、道路補修費のほうに補正をお願いをして、早期に補修を着工をいたしました。その残り分でございます。使用料につきましてもそうです。63ページにつきましても、工事請負費、備品購入費、以下につきましても実績による精算でございます。防雪センター費、道路新設改良費、橋梁維持費につきましても事業確定のための精算でございます。次、64ページ、河川費につきましても事業完了でございます。

住宅管理費につきましては旅費から工事請負費、公有財産購入費につきましても精算でございます。補助金、克雪対策事業補助金でございますが、事業実績でございます。申し込みが若干少なかったということで、これをもちまして28年度予算につきましても調整をしております。65ページ、集会施設につきましても事業の実績によります精算でございます。よろしく申し上げます。

○町民生活課長（馬場博美君）　続きます、消防費の非常備消防総務費でございますが、まず報酬について、昨年度、火災、災害等ございませんでしたので、出動手当については多額の減額となっております。給料、職員手当については職員分の実績による減額です。賃金につきましても搜索等ございませんでしたので現地案内賃金を減額しております。旅費、需用費については実績による減額分です。66ページにいきまして委託料につきましては、防災行政無線関係について実績による減額。浅雪によりまして施設の除雪関係、実施しておりませんので、その関係の委託料の減額。使用料関係についても同様でございます。19の負担金関係については実績による減額です。続いて水防費ですが、こちらについても浅雪の関係から除雪のほう実施しておりませんので、委託料、使用料及び賃借料とも減額しております。

○教育次長（増田 功君）　67ページ、項の1、教育総務費、2の事務局費、目の2、事務局費ですが、報償費から12の役務費まで、実績による減額になります。68ページ、19の負担金、補助金ですけれども、只見高校振興対策補助金については実績による減額になります。目の3、スクールバス運行費、委託料の、13委託料につきましても実績による増額になっております。目の5、奥会津学習センター費につきましても、13委託料につきましても実績による年度末の精算による減額になっております。

下段の項の2、小学校費、目の学校管理費から教育振興費、只見小学校費、朝日小学校費。69ページまで実績による減額になっております。70ページ、5目の明和小学校費も同様

でございます。

項の3、中学校費、目の学校管理費から次ページの目の只見中学校費まで、実績による減額でございますが、19の負担金、補助金、中体連等補助金については年度末の実績による精算による減額になっております。

71ページの中段から下になりますが、項の4、社会教育費、目の1、社会教育総務費、71ページから72ページにかけまして事業終了による減額になっております。72ページの2目、文化財保護費。こちらのほう、73ページまでにかけてまして実績による減額ですが、需用費の印刷製本費については事業確定による減額になっております。

73ページ、項の5、保健体育費、目の1、保健体育総務費から73ページの下段から74ページの、73ページについては実績による減額になっております。74ページ、目の3、給食センター費についても実績による減額になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 災害復旧。

○農林振興課長（星 一君） すみません。74ページ、11災害復旧費であります。農地農業用施設現年災害復旧費であります。こちら、各項目がございますけれども、補助災害復旧工事がなかったことによる減額が主な理由でございます。75ページにまいりまして、林道過年災害復旧費でございますが、こちら、事業確定による減額でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、75ページの下段から76ページの上段までは現年災害復旧費でございます。災害、幸いにありませんでしたので減額となっております。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 公債費につきまして、長期償還分と一時借入分の利子の減額でございます。

今まで説明させていただきました内容につきまして、予備費3,861万9,000円を減額いたしました。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、77ページ、給与費明細書であります。77ページは特別職の方、次の78ページは一般職。それぞれ、ただ今、ご説明を申し上げました人件費等の補正が反映した表になっておりますのでご覧をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、国民健康保険。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、続きまして、専決第7号になります。

平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算の（第5号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ982万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億3,408万1,000円とする内容でございます。

こちらにつきましては地方自治法の180条1項の規定による専決処分になっております。

内訳でありますけども、まず歳入につきましては7ページ、歳入の国民健康保険税でございます。3月補正の時点での見込み、それに対しまして、それ以降の歳入の動向、出納整理期間中の入金等、そういったもの反映をしまして各項目ごとに増減というような補正を入れさせていただきまして、一般分については補正額416万2,000円の減額と。退職分については82万8,000円の減額となっております。

次の8ページにまいりまして、督促手数料については整理予算でございます。国庫支出金。こちらもお納整理期間中に確定をした内容に基づいて減額・増額を補正をさせていただいております。それから次の9ページにまいりまして、財政調整交付金、療養給付費分。それから後期高齢者支援金分。出納整理期間中に確定をした金額を増額をさせていただき、その反面、介護納付金分につきましては減額という状況でございます。特別調整交付金についても出納整理期間中の確定によるものであります。その下、療養給付費等交付金。その下の高額医療費共同事業負担金。こちら実績による減額となっております。それから県支出金、10ページであります。県の財政調整交付金。こちら確定に伴う増減を補正をさせていただいております。2号の財政調整交付金につきましては1,216万2,000円の増額の補正となっております。共同事業交付金。こちら確定に伴う分の実績による減額となっております。繰入金であります。一般会計からの繰入金。それぞれ減額。また、基金繰入金。最終的な財源調整の中で800万3,000円の減額ということで、この分だけ基金を崩さずに済んだといった状況でございます。11ページにまいりまして繰越金。こちらは存目科目の整理でございます。諸収入の延滞金加算金。こちらにつきましては実績に基づいて整理を行いました。預金利子についても同様でございます。続いて、12ページにまいりまして、諸収入。受託事業収入、雑入。いずれにつきましても整理予算となっております。

続きまして、歳出。13ページ以降であります。一般管理費、連合会負担金。こちらについては実績に伴う減額と財源振替を行っております。徴税費。こちらは事務費関係の減額となっております。総務費の運営協議会費であります。こちらにつきましても会議実績の結果によりまして減額となっております。趣旨普及費につきましても実績によるものであります。保険給付費、療養諸費、各、一般被保険者分から退職被保険者分、各分類ごとに実績に

基づいて減額予算となっております。15ページにまいりまして高額療養分でございます。こちら一般被保険者、その他、各分類ごとに実績に基づきまして減額の予算となっております。続いて、16ページ。こちら同様に整理予算となっております。葬祭費につきましても実績による減額となっております。後期高齢者支援金につきましては、こちらは歳入の動向によりまして財源の振替を行っております。前期高齢者納付金につきましても財源振替であります。17ページ中段、介護納付金。こちら財源の振替となっております。共同事業拠出金。いずれも実績に伴う予算とのずれを補正をさせていただいております。18ページにまいりまして特定健診事業の事業費。実績に伴う減額となっております。次の保健衛生普及費も実績による予算との精査であります。19ページ、諸支出金の還付金。各還付金ありますが、こちら実績に伴う分の過不足の調整でございます。20ページ、予備費。予備費を減額をして予算を調整しております。

給与費明細につきましては、先ほどの人件費部分に係る減額となっております。

続きまして、専決8号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,386万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,333万2,000円とする内容であります。

こちら地方自治法第180条第1項の規定による専決処分となっております。

内訳でございますが、まず歳入、5ページをご覧ください。5ページ、診療収入の入院収入、外来収入。それぞれ各保険者ごとの収入であります。3月補正時点以降の見込の金額、それに対しての3月末、出納整理期間中の入金動向によりまして、各科目ごとに過不足分の増額・減額の予算となっております。6ページの上段も同様でございます。それから歯科外来収入につきましても同様に出納整理期間中の入金の動向によりまして予算の補正をさせていただきました。諸検査収入。こちらにつきましても同様でありまして、実績に基づいて予防接種、乳幼児健診については133万6,000円の増額。一般健診は6万4,000円の増額。企業健診減額といった内容であります。7ページにまいりまして過年度分は整理予算であります。それから施設使用料。こちら確定に伴う分の不足を増額とさせていただきました。それから文書料。こちら証明手数料の確定に伴う部分を12万2,000円増額させていただきました。7ページの最下段、繰入金であります。こちら一般会計でも出てきておりましたが、一般会計からの繰入金、運営費、公債費。決算の見込に伴いまして減額と

なっております。8ページにまいりまして雑入であります。こちら実績に基づく増額となっております。

続きまして、歳出、9ページ以降であります。一般管理費、人件費、事務費、その他繰入金等につきまして実績に基づいて減額を行っております。10ページにまいりまして、同様に研究研修費、医師住宅費。次の医科管理費に至るまで、事務費、人件費、施設管理に係る減額、全て減額で整理をさせていただきました。続いて12ページにまいりまして、こちらは医科医療用関係の各目でございますけれども、こちら実績に基づきまして減額で整理をさせていただきました。13ページも同様でございます。歯科管理関係、それから給食費、利子。いずれにつきましても実績に基づいて減額をして整理をいたしました。14ページ予備費につきましては減額で予算を調整をさせていただいております。

15ページの給与費明細書につきましては先ほどの整理に伴う部分の人件費の内訳となっております。

以上であります。

続きまして、専決第9号 平成27年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ330万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,588万2,000円とする内容であります。

こちら地方自治法第180条1項の規定による専決処分でございます。

内訳でございますが、歳入につきましては5ページでございます。後期高齢者の保険料。特徴分、普通徴収分。それぞれ予算と対比で実績に伴う部分の減額を補正させていただきました。それから繰入金、一般会計からの繰入金ということで、先ほどの一般会計にもありましたけれども、それと連動しまして減額となっております。諸収入につきましては整理予算となっております。次の6ページにまいりまして、償還金及び還付加算金。こちらは実績に基づく整理となっております。雑入につきましても同様に整理予算であります。

歳出、7ページ以降になります。まず一般管理費であります。こちら事務費の整理であります。徴収費、滞納処分費。いずれも実績に基づく事務費の減額となっております。8ページにまいりまして後期高齢医療の広域連合への納付金であります。歳入の保険料の動向に伴いまして広域連合への納付金減額ということで、トータルで211万2,400円減額の予算となっております。それから公債費の利子につきましては整理予算となっております。

9 ページにまいりまして保険料還付金。こちらの実績に基づいて不用残を減額しております。還付加算金についても同様であります。諸支出金の他会計繰入金、一般会計、負担金調整費。いずれも1,000円の減額で整理をしております。予備費につきましては減額をして予算の整理を行いました。

次に、専決第10号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ975万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,716万2,000円とする内容でございます。

歳入の内訳でございますが、6ページからになります。まず保険料。1号被保険者の保険料。こちらもお納整理期間中の入金の変動を踏まえて、減額分・増額分で整理をさせていただきました。それから国庫支出金、国庫補助金であります。こちらにつきましては確定によります予算とのずれを減額をさせていただきました。続きまして県補助金につきましても同様でありまして、確定による分の過不足、調整をさせていただきました。7ページ中段からの繰入金、一般会計繰入金であります。一般会計への繰出しにもございましたが、各項目ごとに整理を行い減額となっております。8ページにまいりまして繰入金の基金繰入金。こちらについては介護給付費準備基金繰入金。900万円の取り崩しを見込んでいたものが全て減額で調整ができました。諸収入につきましては整理予算となっております。

9ページ以降、歳出になります。一般管理費、認定調査費、趣旨普及費。いずれも事務実績に伴う不用残の減額であります。10ページ。まずこちらは介護サービス等諸費。一番上の居宅介護サービス給付費から11ページまで、目の9、居宅介護サービス計画給付費。各項目ごとに整理を行わせていただきまして減額で整理を行ってございます。11ページの中段から介護予防分のサービス等諸費でございます。こちらにも同様に実績に伴う部分を予算とのずれを不用残処理をして整理をさせていただきました。12ページであります。審査支払手数料、実績によるもので減額をしております。下段になります。高額介護サービス等費。目の1・2、いずれにつきましても実績に伴う減額となっております。13ページにまいりまして保険給付費の高額医療合算介護サービス等費であります。目の1につきましては財源の内訳を振り替えさせていただきました。それから目の2につきましては整理予算となっております。それから特定入所者の介護サービス等費であります。こちらにも実績に基づきまして整理をさせていただきました。14ページにまいります。まず特定入所者介護サ

ービス等費、整理予算でございます。それから財政安定化基金の拠出金。こちらも整理予算となっております。それから介護予防・生活支援サービス事業費であります。14ページの下段から、15ページの上段まで、いずれも事務実績に基づく減額となっております。介護予防ケアマネジメント事業費。こちらも同様に超勤手当の不用分の不用残の減額となっております。15ページの一番下になりますが、一般介護予防事業費であります。こちらも事務実績に伴います減額が16ページの頭まで続いてございます。それから地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費。こちらも同様でございます。各目ごとに事務費の減額を行ってございます。17ページにまいりまして審査支払手数料。こちらも実績に基づきまして減額処理を行わせていただきました。公債費の利子であります。これ一時借分の利子。一時借ありませんでしたので全て減額となっております。18ページにまいりまして償還金、それから還付金であります。こちらも整理予算でありまして不用分の減額を行っております。繰出金、他会計繰出金ということで、償還金分、各項目ありますけれども整理予算となっております。19ページにまいりまして特定入所者サービス等費。こちら整理予算で全て減額となっております。それから予備費であります。6月補正の補正にございましたが、繰越後に精算を行う部分がありましたので、財源を保有をして繰越というような形になっております。

20ページにまいりまして、こちらは補正の内容に伴っての給与費明細の修正でございます。

それから、続きまして、専決第11号 平成27年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算の（第2号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ980万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,346万5,000円とする内容であります。

歳入の内訳にまいります。5ページ以降、歳入の内容となっております。まずサービス収入で居宅介護サービス分、施設介護サービス分。いずれにつきましても3月補正後の入金の変動を踏まえまして減額となっております。それからサービス収入の自己負担金収入。こちらも利用者の自己負担金の入金の変動を反映しまして98万8,000円の減額となっております。それから施設使用料。こちらは予算対比で増額で最終専決を行ってございます。6ページにまいりまして一般会計繰入金。こちらは1,000円の減額でございます。基金繰入金。こちらについては運営基金からの繰入527万円増額。そのほか自然首都の基金は減

額という形で決算の整理を行っております。雑入につきましては実績に基づきまして13万8,000円の増額となりました。

続きまして歳出であります。7ページですが、一般管理費。こちらは事務実績に基づく不用残の減額となっております。続きまして施設整備費。修繕料、それから備品購入費。いずれも実績に基づく不用残の減額となっております。8ページにまいりまして公債費の利子であります。一時借分の減額を行っております。それから還付金につきましては整理予算でゼロ円という形に整理をしております。予備費につきましても同様に整理予算となっております。

続きまして、専決第12号 平成27年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第3号)であります。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ90万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,228万7,000円とする内容でございます。

まず歳入の内訳でございますが、5ページになります。療養報酬収入、現年分、過年分とございます。出納整理期間中の入金の変動を踏まえまして、現年度分減額、過年度分増額で、トータルでは減額の補正となっております。それから繰入金であります。一般会計からの運営費が主なものとなっております。歳出側の動向と併せまして減額となっているものであります。

6ページからが歳出になっておりまして、一般管理費。職員の人件費。それから事務費でございます。こちらは全て減額で不用残の調整を行っております。7ページにまいりまして訪問看護ステーション費ということで、こちら事務費、施設関係の管理費。こちらについて整理予算で減額となっております。公債費の利子につきましては整理予算で減額をしております。予備費も同様に整理予算で補正後、ゼロ円と、そういった内容でございます。

8ページにまいりまして、先ほどの人件費の補正を踏まえまして給与費明細書の補正を行っております。

続きまして、専決第13号 平成27年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第3号)でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ975万6,000円とする内容でございます。

まず歳入であります。予算書の5ページになります。まずサービス収入。こちらは予算

対比の実績に基づき2万6,000円の減額となっております。一般会計からの繰入金。歳出側の予算の整理に合わせまして52万3,000円の減額となっております。それから雑入につきましては8,000円の増額で最終専決を行っております。

続きまして、6ページ以降が歳出になっておりまして、まず款の1の目の1、居宅介護予防サービス事業費であります。職員の人件費と事務費につきまして、いずれも不用残の整理となっております。公債費の利子であります。整理予算となり、補正後ゼロ円でございます。予備費も同様に整理予算で、補正後ゼロ円と補正をさせていただきました。

8ページにまいりまして、先ほどの人件費の補正に合わせまして給与費明細も補正を入れさせていただきました。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、専決第14号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ679万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,708万3,000円とする内容であります。

補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

地方債の補正は第2表によるものでございます。

3ページ、地方債の補正となっております。

次、6ページから歳入になります。使用料につきましては確定によるもので、若干、減額・増額となっております。以下、検査手数料、工事代金、繰入金、次のページの7ページの町債につきましては確定によるものでございます。

8ページ、歳出でございます。水道総務費につきましては人件費に係るものは不用残でございます。需用費、役務費、委託料につきましては事業の確定によるものでございます。維持費につきましても事業確定によるものでございます。9ページ以下、維持費、役務費、備品購入までとなっておりますが、事業の確定によるものでございます。10ページ、設備整備費につきましては事業の確定によります委託料等の減額でございます。あと公債費も同じでございます。予備費、減の52万で調整をしております。

11ページにつきましては給与等の明細でございますのでご覧ください。

よろしく願いいたします。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、専決第15号 平成27年度只見町観光施設事

業特別会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,643万9,000円とするものでございます。

地方自治法の180条第1項の規定に基づきまして専決処分するものでございます。

内容につきましては5ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金でございますが、一般会計からの繰入として決算見込みで、運営費、事業費それぞれ、総額173万3,000円を減額をするものでございます。諸収入につきましては整理予算でございます。

続きまして、6ページ、歳出でございます。まず総務費の1目の只見スキー場管理費でございますが、事業委託のそれぞれ、実績に基づきます減額でございます。尚、委託料の中のスキー場指定管理料でございますが、15万1,000円減額してございますが、指定管理料につきましては年度協定で定めております燃料費基準から単価が下がったというようなことで整理をさせて精算をいたした実績でございます。続きまして、2目の保養センター管理費であります。同様にこれらも全て事業委託等の完了によります整理でございます。尚、委託料の保養センター指定管理料96万6,000円の減額につきましても、先ほどのスキー場の指定管理料の減額同様の燃料単価の減額によります精算整理でございます。7ページであります。公債費であります。利子につきましては5万円の減額と。それから予備費100万2,000円を減額して調整をしております。

以上です。

続きまして、専決第16号 平成27年度只見町交流施設特別会計補正予算（第2号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,595万7,000円とするものでございます。

第2条としまして、繰越明許費の補正は第2表によります。

自治法の180条第1項の規定に基づきまして専決処分するものでございます。

内容でございますが、3ページに第2表 繰越明許費がございます。施設整備費にして302万4,000円を繰越をさせていただいております。これにつきましては一般会計でも説明申し上げました、3月に発生しました源泉ポンプのオーバーホールの緊急修繕に充てた

ものを繰り越して実施をするものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。歳入につきましては財産収入は整理予算でございます。繰入金につきましては一般会計から運営費は決算見込みで減額。それから事業費につきましては先ほど申し上げました源泉オーバーホールに関係しまして291万5,000円を繰り入れるものでございます。繰越金、諸収入につきましては整理予算でございます。

7ページの歳出でございますが、交流施設費の総務管理費、1目の総務管理費でございますが、これらも事務事業の完了、実績によるものでございます。尚、委託料の交流施設の指定管理料587万5,000円の減額につきましても観光施設特別会計で申し上げた内容同様に燃料費の減額、そういったもので整理を、精算をさせていただいた内容でございます。それから2目の施設整備費でございますが、需用費の修繕費に301万9,000円の源泉ポンプのオーバーホールを挙げてございます。それ以下、委託料、備品購入費につきましては実績によります整理予算でございます。公債費、下段の公債費につきましては5万円の利子収入を減額を見込んで補正を挙げてございます。8ページ、予備費で71万6,000円を減額して調整をいたしました。

以上でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、専決第17号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,720万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

地方自治法の規定に基づき専決処分するものでございます。

5ページから歳入となっております。分担金から繰入金までが事業確定によるものでございます。一般会計繰入金の事業費分は施設整備に係るものでございます。6ページ、雑入。雑入につきましては原子力損害賠償補償金420万6,000円ほど入っております。これにつきましては発災当時の放射線量の高いコンポストを焼却処分をいたしました。それに伴う費用。そして売払いができなかった減収分。そして汚泥の検査料。これにつきましては合意がなされましたので、雑入という形で入ってきたものでございます。今現在はコンポスト、大

丈夫なように販売をしております。しかしながら、汚泥の検査はまだ継続中でございます。

次、歳出、7ページからでございます。総務管理費につきましては人件費に伴う不用残でございます。施設管理費につきましては事業確定に伴う減額でございます。8ページも続きます。役務費から備品購入費まで事業確定によるものでございます。施設整備費につきましては財源の振替でございます。公債費につきましても確定によるものでございます。予備費138万6,000円で予算を調整しております。

10ページから給与明細書となっておりますのでご覧ください。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、説明終わりました。

これをもって専決第1号から第17号までは報告済みといたします。

暫時、休議をいたします。

午後の本会議は、1時15分から開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

尚、この会議の引き続きに全員協議会を開催いたしますので、議員の方は残っていただきます。

当局は退席をお願いいたします。

〔当局 退席〕

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第2号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、報告第2号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第2号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について説明いたします。

これはあの、数字につきましては円単位でございます。本来、単年度主義でございますので、単年度で事業を執行しなければなりません、例外規定として繰越が認められております。その翌年度まで理由をつけて繰越すものが明許繰越でございます、さらにもう一年繰越す、二年繰越すのが事故繰越しということで、またこの後に説明させていただきます。今般は明許繰越でございます。

まず総務費からございまして、弁護士委託料。金額がありまして、翌年度繰越額。その翌年度繰越額の財源内訳を右側に、それぞれ、特定財源、一般財源、あと既に入金になったもの、入っていないものということで、このような記載になってございます。それぞれ一覧表になっておりますので、事業名、金額等につきましてはご確認いただきたいと思います。このような多くの事業が1ページございまして、2ページも引き続き、農林水産業費の交流施設特別会計の繰出金302万4,000円から、それぞれここに記載のとおり事業となっております、3ページに合計がございまして、翌年度繰越額ということで、4億2,131万2,000円となっております、このうち一般財源として繰越すものが1億6,791万円となっております。

以上です。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第2号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第3号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、報告第3号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境整備課長。

- 環境整備課長（酒井恵治君） 報告第3号でございます。水道会計の繰越しでございますが、

これはあの、小林・亀岡間の連絡管を敷設いたしました。その後、国道の本復旧、舗装の本復旧を行うための繰越しでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第3号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道特別会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第4号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、報告第4号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（交流施設特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

観光商工課長。

- 観光商工課長（渡部公三君） 報告第4号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書、説明申し上げます。

交流施設特別会計の交流施設費の施設整備費の繰越しでございます。金額は302万4,000円。内容につきましては交流特会季の郷湯ら里の源泉ポンプのオーバーホール。3月に発生しました修繕を緊急的に行って継続修繕するものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第4号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（交流施設特別会計）は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第5号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第9、報告第5号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

環境整備課長。

- 環境整備課長（酒井恵治君） 報告第5号 繰越明許費計算書。これにつきましては集落排

水事業の繰越明許でございます。施設からの流入が一時多くなる施設がありますので、その、一気に流れないように調整する流量調整槽。これの敷設の分でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第5号 平成27年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第6号の上程、説明

- 議長（齋藤邦夫君） 日程第10、報告第6号 平成27年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第6号 平成27年度只見町事故繰越し繰越計算書を説明いたします。

これも円単位でございまして、3件ございます。只見振興センター新築事業。これ総務費でございます。それから商工費で宿泊・飲食事業持続化創業支援。土木費で空き家再生等推進事業。この3件でございます。右側に文字、小さくて見難くてすみませんが、説明欄ございまして、予算はそもそも26年度の予算でございましたが、明許繰越で27年度に繰り越し、今度、事故繰越しということで、ここにある理由によりまして繰越をさせていただいたということでございます。この繰越しにあたっての一般財源は3,215万8,000円余りでございまして、先ほどの明許繰越の繰越しの一般財源と合わせますと、町長が行政諸報告で申し上げましたが、2億1,756万9,000円というふうになってございまして、一般会計の単純な差引ですと、3億3,667万2,673円と多額でございますが、このうち2億1,700万余りが繰越財源でありますので、実質収支は1億1,910万3,673円となっております。

以上でございます。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって報告第6号 平成27年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。



◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第60号　工事請負契約の締結について、議案第61号　工事請負契約の締結について、議案第62号　工事請負契約の締結について、同意第3号　只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについて、同意第4号　朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5とし、日程第11を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、議案第61号、議案第62号、同意第3号、同意第4号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、追加日程第1、議案第60号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君）　議案第60号　工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。1、契約の目的、只見振興センター新築事業　建築主体工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、4億3,308万円。4、契

約の相手方、福島県南会津郡只見町大字只見字原610番地、美馬建設株式会社、代表取締役、美馬典昭。平成28年6月17日提出。只見町長。

本工事については、元只見総合開発センターのあった場所に木造一部二階建て本棟1棟及び木造平屋の設備棟1棟の只見振興センターを新築するものです。このほか備品の整備や外構工事等については、今後、別途お願いするようになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、議案第60号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

只見振興センター長。

議案 6 1 号です。

センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。1、契約の目的、只見振興センター新築事業 電気設備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、7,020万円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字只見字宮前1363番地の1、有限会社本多電気工事店、代表取締役社長、本田勉。平成28年6月17日提出。只見町長。

内容につきましては、先ほど議決をいただきました只見振興センター新築事業の電気設備工事の部分となっております。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 6 1 号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第 3、議案第 6 2 号 工事請負契約の締結についてを議題と

します。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結したいものです。1、契約の目的、只見統合簡易水道事業 只見・宮渕施設連絡管布設工事1工区です。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,048万円。4、契約の相手方、南会津郡只見町大字只見字原610、美馬建設株式会社、代表取締役、美馬典昭でございます。

本件につきましては、只見から宮渕までの水道管の布設でございます。1工区、2工区と分けておりますが、1工区、1,200メートルでございます。2工区につきましては、全体延長2,400ほどありますが、2工区につきましては同じ6月10日に入札済みでございます。原因としましては水質悪化に伴う管路の布設替えでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第4、同意第3号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 同意第3号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについて。

本案は現農業委員会委員の任期が本年8月11日をもって満了いたしますので、改めて任命いたしたく提案するものでございます。農業委員会委員については、農業委員会等に関する法律が改正されまして、議会の同意を要件とする町長の任命制に一本化するとともに、農業委員会委員の任命にあたっては候補者の推薦及び公募の実施が義務付けられました。今般、推薦及び公募を実施したところ、農業委員定数の11名と同数の推薦があり、町内部で組織する農業委員候補者評価審議委員会において、要件、経歴等を評価し、候補者11名を決定いたしました。候補者は小沼一弘氏、三瓶新一郎氏、佐藤泉太氏、渡部周一郎氏、矢澤照嘉氏、渡部理一氏、齋藤聡氏、飯塚春夫氏、湯田次雄氏、星和榮氏、山内征久氏の計11名でございます。いずれの方も人格、識見共に大変優れた方であり、只見町農業委員会委員として適任者と示量されますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。また、任命にあたっては1名以上の利害関係を有しない者、及び原則として委員の過半数を認定農業者とすることとされておりますが、今回は認定農業者が4名であり、過半数に満たないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき認定農業者を委員の少なくとも4分の1とする例外規定の適用について併せて同意を求めるものでございます。よろしくご審議のうえ同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法を探りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

同意第3号 只見町農業委員会委員の任命及び只見町農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについては原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、同意第4号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 同意第4号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて。

朝日財産区管理会条例第3条の規定により、下記の者を財産区管理委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

矢澤照嘉氏、小沼武夫氏、横山英彦氏、齋藤弘紀氏、渡部公章氏、吉津謙三氏、目黒義行氏、7名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） この案件は人事案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法を探りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、採決いたします。

同意第4号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

新國秀一議員より、発議第1号 町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）、発議第2号 役場庁舎建設に係る調査特別委員会設置について（案）が提出されました。また、山岸国夫議員より、発議第3号 特別支援教育の充実を求める意見書（案）、発議第4号 消費税10パーセントへの増税中止を求める意見書（案）が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9とし、日程第11を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号、発議第3号、発議第4号を日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9とし議題とすることに決定いたしました。暫時、休議をいたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時43分

○議長（齋藤邦夫君） では、開議いたします。

追加議案を配付させます。

[追加議案 配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第6、発議第1号 町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

4番、新國秀一君。

登壇してください。

[4番 新國秀一君 登壇]

○4番（新國秀一君） それでは、発議第1号 町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

裏をご覧ください。

町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）。

平成28年4月27日（28只議会第74号）「申し入れ」のとおり、町長は事態の危険性と緊急性を強く認識し、これを真摯に受け止め、次のとおり直ちに執行されたい。

一つ。現在、本庁舎は地震等により倒壊する恐れがあり、町長は事態の危険性と緊急性を強く認識し、町民・職員の生命・安全を守るため、現庁舎は早急に暫定移転すること。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 今、説明あったとおりではありますが、私は4月27日の申し入れ、そして5月の14日に町長は文書をもって回答された。しかもその中身は、やはり、なかなか、やはり、いろんなことにも配慮しなきゃならないといったような形で、文書も長く、随

分検討された経過がある。たしかに私自身は、もっとスピードアップして早く回答してもらえばよかったなというふうには思いますが、今回、こういう形で、町が決議し、そしてどうのこうのということまで私はいかなくても、町と議会との関係ですから、私はもっと信頼感を持ったやり方をしていただきたい。こういうことを続けて、それこそ、やったりとったりしてれば、今、只見町も状況的に大変な状況に私は直面していると思います。議会がまとまって行動することが私は今必要だと思います。そうした中で、こうした決議をすることは、町長が全然回答しないなら、これ別ですよ。あれだけ私は回答して説明をしたんだから、私はこういったことを今の段階ではすべきでないと。ですから、私はこのことについて反対いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ですから、答弁必要があれば、答弁していただきます。

○4番（新國秀一君） おっしゃること、よくわかります。わかりますが、生命と安全を守るために、一刻も早い暫定移転を求めたいために、これを提出させていただきました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、質疑ありませんか。

質疑ですか。討論ですか。

○9番（鈴木 征君） 質疑です。

○議長（齋藤邦夫君） はい、お願いします。

○9番（鈴木 征君） 質疑の中でも、私の申し上げたいのは、やはり、この、今提案されております庁舎建設に係る調査特別委員会の設置についての案の中身でございますが、私はこの中身については、今までの経過を踏まえ、27日の日に、4月27日の日に、議員全員が同意をして出した内容でありますけども、ここだけをとればいいんですけども、私は議長の、これからは議事進行の関係で申し上げますが、私は議長に対しての苦言であります。この決議案の関連で申し上げますけども、私はあの、今6月議会の14日、一般質問にたくさん、この問題について議論されました。特に2番、そして11番、いや、10番の質問内容聞いていて、なるほどなというふうに思っておりましたけれども、私の言いたいのは、やっぱり、昨日の一般質問以外の、特別委員会の国保特別会計事業の会計の中で、11番の山岸君が質問されましたけれども、議長に申し上げたいのは、この6月は国保議会という名の下に、国保にとっては特別会計なんですよ。当初予算なんですよ。当初予算の50数億の予算が計上

しておるにも関わらず、誰人も質問・質疑、そして討論されたのが、山岸さんがされたので、私はふと思って、質問も、議論も、討論もしました。これが9月決算議会の時に、様々な問題が出てきます。今日は専決は聞くだけですけども、いくつかの決算報告の補正が出されました。まさに議長はこの決議案の内容をつくるにも苦慮されたでしょう。そして、議運やる時間もつくられたでしょう。そして、今日もほとんどの質疑・質問もなしで今日に至って、この追加議案にこぎつけたのは議長の裁量であり、議長が関わっていることは否めないと思うんですよ。私は申し上げたいのは、何もかも、この内容を、私どもまでやはり相談をされて、町長も本当にやらないのであれば別ですけども、文書でやりとりでなくて、なんとか議会との話し合いを前向きな回答をいただいております。にも関わらず、今回のこの文面は、本当、相当に、人命救助を主点として出されましたけれども、私は話し合いの中で、今日もこれを出す前に、当局とこれを出すよと。いまちっと、50日も経たねえ中で、話し合いの場をもてるような環境づくりするのも議長の仕事であろうというふうに思っております。私はあの、この14日の一般質問の中は、非常に内容のある良いスタートを切ったなど。これは6月議会は良くいくよと思っている最中に、昨日の国保のあの58億3,330…

○議長（齋藤邦夫君） 9番議員に申し上げますけれども、質疑ですから、原案に対しての質疑にお願いいたします。

○9番（鈴木 征君） 議事進行の中で、議長に苦言という言葉を上上げて、そして許可をもらって、9番ということ、発言を許してもらった。議長は

○議長（齋藤邦夫君） 簡潔にお願いします。

○9番（鈴木 征君） 簡潔はわかりませんが、議場は議論の場ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 今は質疑の場でございますので、質疑…

○9番（鈴木 征君） 私は、やはり、この提案に対しては反対だということでもあります。もう少し話し合いをして、我々4人をそっちのけにして、今日までこられたことは、議長はどう思っているのか。本会の中で議長に聞きませんが、今年の3月27日の改選、そして、もう4月2日には、勉強会という、あなたも出席をし、そして全員だかと思って出席してみたが、4人はいなかったと。4人全員に、全部に連絡したが、4人は来なかったという発言は、我々を、議長であり、議員の各位が、この私ども4人を軽視しておりますよ。軽蔑しておりますよ。

○議長（齋藤邦夫君） 申し上げますけれども、そのような会合は私は主催でやっておりません。

○9番（鈴木 征君） 私はこの、4月2日の問題については、後より、いろいろと聞いてみたいというふうに思ってますけども、やはり、慎重に、12人の、あなたは自民党であろうが、民主党であろうが、無所属となって、議長という者は、公正・公平な立場でやってほしい。

○議長（齋藤邦夫君） まったくそのとおりです。私は、

○9番（鈴木 征君） 以上です。

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。そのようにやっております。

これはあの、議員提案として出されたものですから、私は拒否するわけにはいきません。

これは新国議員が提案されたものであります。

○9番（鈴木 征君） あなたが提案したんだよ。

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、この案について、ひとつあの、質疑、続行いたします。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 昨日、回答がありまして、町長答弁の回答の中に、暫定移転はするという説明でございました。先ほども、同じことを何回も言いたくありませんけど、これはですね、さっき、全協の中で目黒仁也議員が言われたように、まだこれ、案も何も出てきてない時点でございます。それ、当局のほうから、どこの課がどこに行く、そういう案がちゃんと出てきた時点で協議するべきであって、それを守らなかった当局に対してであれば話はわかりますけど、今の時点で、こんな決議、議決する問題ではないというふうに私は思います。ですから、これに関しては反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論ではありませんから、質疑をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

なければ、続いて討論を行いたいと思います。

討論ありませんか。

9番。

反対の討論ですか。

○9番（鈴木 征君） 反対の討論。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、反対者の討論を許可いたします。

○9番（鈴木 征君） まさにこの文書は、極めて、誰しも、賛同しなきゃならない内容でありますけれども、私は過去に戻って、23年の3月には、この庁舎基本設計策定の委託料を、議会全員で可決をしておるわけであります。そして、7月の、24年の7月20日に、7月会議で庁舎建設基本設計委託料を可決しております。そして、26年に庁舎実施設計予算が可決されております。そして、平成27年には、3月19日、庁舎建設建築工事の予算を可決しております。私の申し上げたいのは、ただ単に、合意形成を受けたからということではなくて、本当に一つ一つ、4年もかかって、当局が説明をし、一日も早く建設をして、町民の安心を、庁舎、防災の拠点としてやりたいということ、口酸っぱくなるほど、住民に対しても説明をし、議会のこの議決をされたという議会の責任も大きなものがあるというふうに思います。議会の責任というよりも、問題は今回の提案の決議の案でございますけれども、案から言えば反対はないと思うんだけど、何と言っても、今まで長年かかって検討やってきた時間と決議というものは、非常にやっぱり、これ以上に重く受け止めなきゃならないと。単に1億3,000万の設計料が無駄になる。町民に説明しなんねえ。町当局、責任取れ。議会も応分取るよと。取らせられるのかどうなのかはわかりませんが、それらの話をもう少し、当局と議会が話し合いをすることが第一であろうと。そしてこの文書を、町長が即、緊急避難をやらなければ、この文書はやっぱり出すべきであろうというふうに思いますが、私は是非とも町当局と議会での話し合いをすべきであろうと。それが第一。それをやってから、これを出してほしいということで反対をするわけであります。理由は長くなったけども。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、賛成の方の討論をお願いしたい。順番に。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 賛成の立場で討論いたします。

これはあの、議会議員として、それから人として賛成をいたします。まず議会議員としては、議会というのは議決機関であり、提案があったものが議決されて完結します。これまで議論されてきたものは申し入れという形で議決したものではありません。つまり、議決によって、この人道的な職員の安全を守りたいということについて、まず議会議員として賛成です。人としてという意味は、23年の3月11日の、あの人災、あの地震。それ以前の新潟中越地震。その後の中越沖地震。さらには今地震が頻発しており、太平洋側には高いところで70数パーセントの地震の確率があるというところがある中で、23年の3月11日から

5年間、とにかくあの危険な庁舎で過ごしたわけであります。これは、あの庁舎に居る人、これを見殺しにすることになりかねませんので、いち早く、この点だけ、この点だけをとって、賛成する立場でこの決議に賛成するものであります。二つの理由で賛成します。人道的な立場、議会議員としての立場、賛成です。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） この決議書につきましては、約2時間前の15分の全員協議会しか、話し合いはもたれておりません。私はもっと、こういった決議書を出すのであれば、時間をとって、皆さんとゆっくり協議すべきだと思いますし、当局も当然入っていただいて、全員協議会なり、そういった話し合いの場をもって出すべきだと思っております。こういった文書、いったりきたりのやりとりだけよりは、全協というもののほうが、もっと私は速やかに進むものと思いますので、今この時点でこういった決議書を出すことには反対でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、賛成の方の討論をお願いいたします。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 賛成の立場から申し上げます。

皆さん、ご存知のとおり、私は3月末まで只見町の消防団長やっておりました。それで、耐震診断で只見町の役場が、実はCランクであるということからずっと、その当時から懸念を抱いておりました。それで、その診断がなされたのが8年前であります。その間には中越地震と震度4以上の地震もきております。それでそんな中において、その耐震診断のCランクというものに対しては、甚だ信憑性に欠ける、もっともっと危険な建物になっておると思います。そういった意味で、先ほどのあの、町長も暫定移転しないとは言っておりません。また、我々、議員全員も暫定移転に関しては賛同しております。それは町民の安心安全を守るからであります。それで、そういった町民の安全安心というものは何をおいても最優先されるべき事案であると思います。といった意味で、その町民の安全安心を守るという確固たる意志をこうやって今示して、その安心安全に向かって一日も早い結果を求めるのは当然のことであると思います。以上の理由から賛成の意見とします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、反対の意見ございましたら。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 先ほど、賛成者の意見として、議会議員として、人としてというお話がございました。私も末席ではありますが、議会議員として、人として、私はやはり今、只見の人が何を考えて、住民がどう考えているかという視点で私はお話してみたいなというふうに思います。やはり町長は暫定移転をすると。そして、一日も早く新しい役場庁舎を設けたいというふうに言っております。私はやはり、暫定移転すれば、どうしても緊急避難の時とか、そうした行政の執行力は落ちます。役場職員の皆さんもそれぞれ連絡も大変だと思います。災害が起きた時の連絡も今以上に大変だと。ものすごくそうした能力は低下するというふうに思います。そうした中で、私は暫定移転だけして、そして後のことについて一切触れないといったような意見書については、私は今の時点では反対です。片手落ちであります。町民の考えていることは、役場、古い役場を早くぶっくしたって良いと、そんなことはみんな考えてますよ。ですが、役場を一日も早く造る努力をしてるのかというのが、私は今の町民の考え方だと思います。先ほど、7番議員もおっしゃいました。安全安心で一日も早くということであれば、壊すことも大事ですが、早く造ることに相当なエネルギーを費やさないかならない。それは大きな意味で言って安全安心をカバーするために、どうしても必要なことだと思います。ですから、こうした片手落ちの決議については私は反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、賛成の方。

8番、賛成の討論をお願いします。

○8番（目黒道人君） 私、この議案について賛成の立場をとりたいと思います。ただ、賛成ですが、正直なところ、本当、これは複雑です。というのも、これまでの経緯が、平成24年の3月議会で暫定移転を本会議決定された後にですね、7月会議では役場庁舎補正予算の提出がされて、こちらもまた議決されているということです。その直前にあった7月の17日の全員協議会の席においては、この予算提案があって、それを認めることは暫定移転が棚上げになりかねないという懸念を抱かれたうえ、そのうえでこの予算が議決されたという経緯がありますので、これはちょっと議会としても、なかなかちょっと判断のされ方についてはどうかと、僕はちょっと考えている立場ですので、ちょっとその辺が、ちょっと複雑なところです。この役場庁舎のですね、設計予算の提案をもしこの時に議決されなければ、もっと話はすごくシンプルで、まずは移転が先であって、それから新しい庁舎建設という流れができたのではないかと僕は考えております。ただ、この議案に関して、議案に関しては、

やはりこれはもう人命のこととなれば、やはり最優先で、昨日もこの会の最中、今ぐらいです。ね、北海道のほうで大きな地震がありましたし、天気予報で地震は予報できません。気象庁もはっきりこれはもう明言しています。ですから、もうこれは、もう喫緊のことでありまして、地震は天災ですが、Cランクのこの構造物の中で職員を働かせているという状況は、これ、もし何かあれば、これは人災と言われても仕方がないのではないかと考えますので、今回に関しては賛成いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありませんか。

10番。

これは反対の討論ですか。賛成の討論ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成。

それでは待ってください。

反対の討論ありましたら。

それでは、賛成の討論、許可します。

○10番（目黒仁也君） これはあの、よく考えると、さっき委員長、提案者が述べられた趣旨というのは、住民と職員の生命の安全というこの1点であります。ですから、そこに鑑みればですね、これはやはり、非常に重要なことで、これ以外のものはないと思っております。本来であれば、前回の申出書ではなくて、本来であれば、もっと早くにこれをですね、議会の意思としてきちっとしておくべきだったなというところも実は持っております。そういった意味で、多少遅れましたけれども、私は賛成をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 反対の討論なければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、提案者

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 動議。

採決の前に動議ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 採決するなという動議ですか。

発言を許可します。

提案者は自席に戻ってください。

○3番（藤田 力君） タイトルだけでしょうか。

タイトルだけを今申せばよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） タイトル。

○3番（藤田 力君） はい。何について、動議を出すか。

○議長（齋藤邦夫君） いや、動議は意味、私はわかりませんよ。

○3番（藤田 力君） いや、ですから、私がお話したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） それは、この議案に対する動議ですか。

今、採決しようと思っているんですけども。

○3番（藤田 力君） ですが、私あの、先ほど、鈴木議員もおっしゃいました。議長の不信任案の動議を出したいというふうに思います。

理由を申し上げますが、今回出された決議案の作成に、議長は大きく関与されたのではないのでしょうか。議会2日目の14日、全員協議会の席上、町長は暫定移転を実行する旨、文書をもって意思表示されました。何故今こうした時期に決議を出す必要があるのでしょうか。議長就任以来、事あるごとに私は、議長は議会を混乱させるような行動をとられ、しかも、議員を先導され、実際、混乱が続きました。こうした行動により、議会は混乱し、只見町政は迷走を続けていると私は思います。議会をまとめるのが議長の最大の任務だというふうに私は考えております。齋藤議長はまとめるのとは反対に、混乱させるようにしていると思えません。人口減少し、全町が限界集落にならないか心配される今の只見町。こうした理由なき議会混乱などを行っている時間はないというふうに思います。議会も、職員も、町長も、みんなで只見町を良くしなければならないのに、私が見る議長の責任は甚大だと言わざるを得ません。よって、議長の不信任案を提出いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 動議でございますが、私のことについて誤解をされているようで、一言だけ弁明させていただきます。

議運において、この決議案は原案が出されました。しかしながら、申し込みは皆さん全員で、同意で申し入れをされたものであるから、皆さん全員で同意できるような、そういう皆さんに理解できるような決議案にさせていただきたいという話は議運で申し上げました。これはあの、5番議員もおわかりのことと思います。総務委員長もおわかりのことと思いますが、その結果、いろいろ、提案者のほうで、なんていいますか、相談されて決められたこととございまして、私は希望としてそのようなことを申し上げました。ですから、そのような

ことを先導したり何かは一切しておりませんので、誤解のないように。そして、あるいはそういうことで、例えば山岸議員がいろいろな決議、提案をしたいということで相談に来られれば、そのことについて議長として、それに相談に乗ります。それだけのことでございますので、今、3番議員がおっしゃることはまったく当たらないと、そのように思います。

5番。

○5番（中野大徳君） 今、議長おっしゃいましたけども、議長おっしゃいました。

○議長（齋藤邦夫君） すみません。ちょっとあの、これはあの、私は特別、発言を許していただいたものですから、今、私は不信任案が出てますので、その取扱いをさせていただきますので。

それでは、私、退席いたしますので、副議長に次をやっていただきたいと思います。

〔マイクなしで発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ただ今の動議について、お諮りをいたします。

今の不信任案に賛成の方いらっしゃれば、

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 不信任案は成立いたしました。

じゃあ、副議長、お願いします。

〔議長交代〕

○副議長（酒井右一君） ではあの、議長が目下の状態で除斥になっておりますので、副議長が変わって議長の職を務めさせていただきます。

今、不信任の、議長不信任案が、賛成者一人がありまして、一人以上がありまして、成立いたしました。

ついては、急な動議であり、事態でありますので、その手続きに瑕疵があると困りますので、今、事務局長、事務局と相談をいたしまして、その取扱いに時間を要しますので、若干、休議をしたいと思います。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時54分

○副議長（酒井右一君） それでは、ただ今から本会議を開催いたします。

手続きの誤り等、議案に瑕疵、決定に瑕疵がないよう、市町村議長会議事係と議会事務局の議事係が確認をした結果をまず冒頭に議事係から説明をさせたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井右一君） じゃあ、お願いします。

○議会事務局長（横山祐介君） それでは、私のほうから、先ほどの関係、手続き上のことを説明したいと思います。

県議長会のほうに確認しました。具体的には、本来であれば動議が出た時点、追加日程ということであるんですが、藤田議員のほうからその不信任の分についての説明が既にもうなされておまして、議長については除斥回答ということで、こちらの議長のほう退座されております。それらのことから、もう既に上程されていた状態にあるという判断だろうということをごさいますして、今後につきましては普通の動議と同じような形で、今ほどのその動議に対するの質疑、そして討論。それを行って採決というような形で流れます。ただあの、これはあの、議長という人に係る分の内容でございますので、その発言の内容についてはプライバシー等いろいろな部分で気を付けて発言をすべきだというような指導でございました。それであの、その後、これが不信任可決あるいは否決されたということ、どちらであっても、法的には効果のあるものではございませんので、この採決が終わり次第に議長はまたこの議案についての審議を継続してされるというふうになるというふうに思います。

以上のような指導でございましたのでご報告をいたします。

以上です。

○副議長（酒井右一君） それでは、次第にしたがいまして、この動議について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、鈴木さん。

○9番（鈴木 征君） 動議に対しての、局長おっしゃった内容については理解しておりますので、もうその議論をすることによって、齋藤議長にも多少の、傷つくというか、あれもありますので、ここで賛否を、議長とられて、いかがでしょうか。その動議に対して、賛成の方、反対。それによって、反対、動議反対の者が多ければ、議長はその席について淡々と粛々

と進めていただきたいなというふうに…

1名以上で動議が成立して、動議を認めたわけだから、

○副議長（酒井右一君） 動議は成立しております。

ただ今、9番さんから申し出がありましたとおり、質疑を今行いまして、その後、討論というところですが、一般的には討論はされないようです。によって、当議会も討論を省略し、採決に至ってよろしいかお伺いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井右一君） 異議なしという言葉いただきましたので、これから採決といたします。

採決は起立によって行います。

この不信任の動議のとおり、採決する方は起立を願います。

〔「賛成が起立ですか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井右一君） この動議のとおり、賛成をされる方は起立を願います。

この動議、今出た議長不信任の動議について賛成をされる方は起立を求めます。

〔起立少数〕

○副議長（酒井右一君） それでは、今の動議に対し、反対の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○副議長（酒井右一君） 起立採決の結果、この動議に対し、反対多数でありましたので、この動議は棄却されました。

以上であります。

先ほど、議事係の説明のとおり、この動議に関する議事進行を終えましたので、私は役目を終えまして、議長に復職していただきますので、ご協力ありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、大変ご心配をいただきました。

引き続き、議長をやらせていただきますけれども、尚一層、皆さんに信頼のいただけるように努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議事を進行させていただきます。

それでは、採決を行います。

町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）を採決いたし

ます。

この採決は起立によって行います。

町民及び職員等の生命・安全確保と役場庁舎の暫定移転を求める決議（案）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎役場庁舎建設に係る調査特別委員会設置について（案）

○議長（齋藤邦夫君） 次に、追加日程第7、発議第2号 役場庁舎建設に係る調査特別委員会設置について（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4番、新國秀一君。

[4番 新國秀一君 登壇]

○4番（新國秀一君） それでは、議案の説明を行います。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会の設置について（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会の設置について（案）。次のとおり、役場庁舎建設に係る調査特別委員会を設置するものとする。記。1、名称、役場庁舎建設に係る調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び只見町議会委員会条例第4条。3、目的、現在までの役場庁舎建設に係る不落・不調の原因究明と検証に関する調査を行うものとする。4、委員の定数、議長を除く議員全員。5、期間、平成28年9月会議まで。6、調査研究事項、①庁舎建設に係る不落・不調の原因に関する調査。

内容に付け加えまして、一言申させていただきます。年度も変わりました。役場の予算も3月議会で当局のほうはおろされました。設計委託料の新たな分も議会の修正議案で落としました。年度も変わりましたこともあります。9月議会では決算議会です。その前に、原因

が何だったのか検証する必要があると思います。

以上の考えから、この議案を提出いたしました。よろしくご審議下さい。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 提案者に質問いたします。

これで、設置の目的なんですけれども、現在までの役場庁舎に対する不調の原因究明と検証に関する調査。これは当然、私も行わなければならないと思いますけれども、目的としてそれは不調・不落になった原因の責任所在がどこにあるかというような、その悪者探しをするようなことではなく、この原因を究明して一日も早く新しい庁舎を建設できるための原因究明というふうに、この目的のところに私は付け加えていただきたいと思います。提案者としてそういうことは可能でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○4番（新國秀一君） おっしゃるとおり、不落・不調の原因究明をすると、最後にはそういうこともなるかもしれませんが、とりあえず、予算を執行して、その責任は問わなければいけないと思います。その原因究明をしなければ、ひとつとしてけじめがつかなくて次に進めないのではないかと。役場庁舎を新しく建築するにも、何をするにも、このけじめがひとつ必要だと思って提案させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 提案者に質問したいと思います。

私はこの不落・不調の原因究明。これ、議会内部でやるということだけでなく、これ、こういうことの原因究明はやっぱり第三者、専門家と交った第三者にやってもらうのが一番公平かなというふうに思います。これ、議員でおそらくこの、おそらく、どこまで調査されるかわかんないけど、建築の設計内容、一人一人理解できる人、おそらくいないと思いますので、そういう検証までされるのであれば、専門家でないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、やられるのであれば、そういう機関にお願いしたほうが良いと思いますし、今あの、7番議員が言われたように、今後の庁舎に向かってどうするんであるという、これを踏まえてですね、そういう意味で議会の中に設置するというのであれば、私は全然大丈夫だというふうに思いますけど。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

新國秀一君。

○4番（新國秀一君） おっしゃるとおり、我々、素人の部分もあります。ありますが、議会としては検証しなければならない。場合によっては専門家をお願いすることも、検証をお願いする事例もあるかもしれません。少なくとも議会が町民に説明できるように、この不調・不落の原因を究明する必要があると思います。

それともう一つですが、新しい庁舎に進むにしても、この検証を行なわないで進んでいくと、また二の舞三の舞になるやもしれません。そこら辺を懸念いたしましてこの議案を提出させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） そうだと思います。それは。だから、それを今申し述べたわけでございますが、設計書の内容等について原因究明されるのであれば、我々はなかなかできないんじゃないかなというふうに思ったものですから言いました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、続いて、

質疑ですか。

質疑お願いします。

○3番（藤田 力君） 鈴木議員の話にもあったように、私はこの6番の、調査研究事項、①が庁舎建設に係る不調・不落の原因に関する調査ということがあって、②がありません。是非②に、新庁舎建設に関する調査という形ではっきりと入れていただくのが一番良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 新國秀一君。

○4番（新國秀一君） あくまで、この後に初めてそういう話が出てくるのかなと。この検証を終わらずして新庁舎建設に向かうのはまったく危険だと思います。二の舞三の舞になるやもしれません。以上のことから、新庁舎建設のことは入れませんでした。ただ、この検証、原因究明、検証を行わないで次に進むのはまったく無理だと思いますので、そういう意味でこういうふうに提案させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質問ありませんか。

なければ

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 同じことのような気もしますが、これ、原因究明をされるということは次に向かっての前向きな提案のような、結果がわかるわけですから、こういったことがないよというを踏まえた提案的な要素も含まれるのではないかなと思うんですが、是非、前向きな調査特別委員会となるようにしていただけたらなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

新國秀一君。

○4番（新國秀一君） 勿論、そういうつもりで特別委員会を設置したいと私は考えて提案させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会設置については原案のとおり可決するに

（「議長、自席に戻って、賛否に参加してよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤邦夫君） 自席に戻ってください。

もう一度申し上げます。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会設置については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでお諮りをいたします。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

役場庁舎建設に係る調査特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、役場庁舎建設に係る調査特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午後 3 時 1 4 分

再開 午後 3 時 4 3 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

ただ今、特別委員会の正副委員長が選任されましたので、議長より報告をいたします。

委員長、酒井右一君。副委員長、佐藤孝義君。

以上でございます。

続きまして、議事に入ります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎特別支援教育の充実を求める意見書（案）

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第 8、発議第 3 号 特別支援教育の充実を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

1 1 番、山岸国夫君。

〔 1 1 番 山岸国夫君 登壇〕

○1 1 番（山岸国夫君） それでは、発議第 3 号 特別支援教育の充実を求める意見書（案）を只見町議会規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出いたします。

この意見書の提案趣旨は別紙のとおりであります。現在、只見中学校の特別支援教育を受けている方が高等部への就学を希望しても、現在、高等部があるのは、宿泊施設があるのは西郷と猪苗代の養護学校で、会津若松養護学校は通学可能な生徒のみとなっております。只見から通学可能な高等部の特別支援学級の実現は只見町内の小学・中学在学中の特別支援学級

に通学している父兄の皆さんの願いであります。この間、福島県教育長と南会津郡内教育長に向けて、南会津郡内教育委員会や連合PTA会共同で特別支援教育の充実に向けてとする要望書も出されている経過もあります。また、福島県においても平成27年3月に特別支援教室高等部の設置を通学困難地域に該当するとして南会津郡内に高等部の設置計画をもっています。福島県が早急にこの課題実現に向けて取り組んでいただくために、議会として意見書を提出する旨、この間、提案いたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

特別支援教育の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎消費税10%への増税中止を求める意見書（案）

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第9、発議第4号 消費税10%への増税中止を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 発議第4号 消費税10%への増税中止を求める意見書（案）。

只見町会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

消費税10%への増税中止を求める意見書（案）は別紙のとおりであります。消費税が8パーセントに引き上げられて以降、国民は8兆円を超える負担を押し付けられてきました。その結果、大企業は3年連続で史上最高の利益、内部留保も3,000兆円を突破しております。一方、労働者の実質賃金も5年連続マイナス、個人消費も戦後初めて、2年間、一昨年と去年、連続で減少する異常となっています。同時に、消費税は低所得者ほど負担が大きくなる累進課税でございます。政府が年金生活者支援臨時給付金、今年度3万円を予算措置しました。只見町内での予算額から計算しますと、およそ対象人数は900人弱と見受けられますし、またこの間、福祉商品券、いわゆる福祉灯油受給者で見ても500人弱の方達がおられます。消費税はこれらの低所得者の生活を圧迫するものであります。そういう点でこの消費税10%への中止を求める意見書の提出をいたしました。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

消費税10%への増税中止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、発委第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、新國秀一君。

4番、新國秀一君。

〔議会運営委員会委員長 新國秀一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（新國秀一君） それでは、ご提案させていただきます。

議員の派遣について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

一つ、南会津地方町村議会議員大会。目的、議会の活性化に資するため。派遣場所、桜枝岐村、東雲館。期間、28年7月16日、1日間。派遣議員、只見町議会議員12名。2、八十里越地点開発促進期成同盟会総会。目的、八十里越地点開発事業促進のため。派遣場所、三条市、諸橋轍次記念館。期間、28年7月27日から28日の2日間。派遣議員、只見町議会議員12名でございます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第3号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長、議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、6月会議以降における正副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 6月会議、大変、皆様にはご苦労様でございました。

今議会、6月補正または国保といったような重要な案件がありましたけれども、まず、それぞれ一般質問を通しながら、やはりあの、少子高齢化、人口減少という、その流れの中で、今後の町に対してどう取り組んでいくかということが、それぞれ、やはり議員各位の皆様方の一番の関心事であり、また町民の皆さんもそこにひとつの思いが込められているということであらうかと思えます。

そういった中で、28年度から第7次振興計画が策定されて、それに基づいて基本として10年間の今後の町政進展を図っていくと。そしてまた、急激な少子化の進む流れの中で、地方創生という中でこれを受け止めて、町の総合戦略を策定し、まずもって喫緊の課題に取

り組んでいくというようなことでございます。

そういったことも、今ある形の中で実現していくには、今後とも当局及び議会の皆さん、そしてまた町民の賛同と協力、参加が必要になってくるというふうに思っておりますので、そういった側面からもそれぞれ、町民参加といったようなことも意識しながら、ご協力をいただければなというふうに思っております。

また最後になりまして、また今回も再び、庁舎の建設につきましては、安全安心ということをもずもって優先的に考え、仮移転、そして緊急な安全を求めた仮移転の申し入れがありましたけれども、それに基づいてまた再び、今日の議会において、今回の議会において、それが決議という形でいただいたということでもありますから、それは勿論、十分尊重して取り組んでまいるということでございます。

一方で併せてまた、懸案事項であります新庁舎のことも粛々と実現に向けて取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。今申し上げたとおり、今、只見町の状況が、この社会状況の中で将来に向けた存続をかけて、それぞれの政策を展開していくわけですから、この庁舎問題も大きな問題ですけれども、またその中の一つであると。いち早くこの問題も皆さんとともに議論をして、相談をして、解決をして、憂いなくして、一致団結した地域づくりに推進してまいりたいというふうに思います。

どうかこれから暑くなりますので、それぞれ皆様方、ご自愛なされて、またご活躍なされることをご祈念申し上げまして、6月会議閉じるにあたっての感謝と挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は5日間という期間でありましたけれども、慎重に審議いただきまして、日程どおり終了することができました。誠にありがとうございます。

一般質問あるいは議案審議の中で各議員からいろいろな提言、意見ございました。当局に

おかれましては、それに出された意見等に十分に留意されますとともに、ただ今、町長がご挨拶されました、危険回避のための暫定移転等々、議会としっかりと向き合っていただきまして、意見をお互いに尊重し合って、良い町政進展のための今後ともひとつ、ご努力をいただきますことをお願いしたなど、このように思います。

議員各位におかれましては、これからも日増しに暑くなってまいります。健康には十分留意され、益々ご活躍いただきますことをお願い申し上げまして御礼のご挨拶といたします。

申し遅れましたけれども、私ごとでございますが、議長の職責につきましては、皆さんの信頼を得られるようにしっかりと取り組んでまいり所存でございますので、ひとつよろしくご指導・ご支援をお願いしたいなど、このように思っております。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後 3 時 5 7 分)

